

## 地域生活支援拠点等の事業所認定を受付けています

障がい児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、住み慣れた地域で暮らし続けるための5つの機能（1相談、2緊急時の受入れ・対応、3体験の機会・場、4専門的人材の確保・養成、5地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目指した「木曾圏域の地域生活支援拠点等事業」は、平成30年4月からスタートしています。

この事業では、事業所が拠点を担う5つの機能のいずれかに協同していただいた場合、サービス報酬加算を受けられる仕組みとなっています。

### ◆事前に届出が必要な加算（5つの機能のうち1. 5. 3）

計画相談・障害児相談	
加算の種類	内 容
1「相談」に関する機能 ○地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回まで）	特定相談支援事業所のコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
5「地域の体制づくり」に係る機能 ○地域体制強化共同支援加算 2000単位/月	支援困難事例等の課題検討を通じ、共同で地域課題の明確化と情報共有を行い、協議会等に報告した場合
施設入所支援	
加算の種類	内 容
3「体験の機会・場」に係る機能 ○体験宿泊支援加算 120単位/日	利用者の体験宿泊に係る内容について地域移行支援事業者と連携調整・相談援助を行った場合。地域移行支援による体験宿泊加算を算定している期間に算定。



◆事前の届出が問われない加算(5つの機能のうち2. 4)

短期入所	
加算の種類	内 容
2「緊急時の受入れ・対応」に係わる機能 ○緊急短期入所受入加算 緊急時短期入所受入加算（Ⅰ）120 単位/日 緊急時短期入所受入加算（Ⅱ）270 単位/日	居宅においてその介護を行う者の急病等により、短期入所を緊急に行った場合。短期入所を行った日から起算して7日（やむを得ない事情の場合は14日）を限度として算定。
生活介護	
加算の種類	内 容
4「専門性の確保・養成」に関わる機能 ○重度障害者支援加算 イ強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合 （体制加算） 7 単位/日 ロ強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合。 （個別加算） 180 単位/日	イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置する旨を届け出た上で、支援計画シートを作成している場合。（強度行動障害を有する者がいない場合は算定しない。）  ロ 内容は先のとおり

＊ ＊ お願い ＊ ＊

2. 4の機能を担う事業所については届け出の必要はありませんが、拠点等事業の協力事業所としてお力をおかしいただけますよう、よろしく願いいたします。

☆ 届け出用紙は各町村福祉課窓口にあります。

なお、ご不明な点はお気軽に各町村福祉課窓口、または支援センターともにへお問い合わせください。

届出・お問い合わせ先（TEL）

木曽町 保健福祉課 22-4035  
 上松町 住民福祉課 52-5550  
 南木曽町 住民課 57-2001  
 木祖村 住民福祉課 36-2001  
 王滝村 福祉健康課 48-3155  
 大桑村 福祉健康課 55-4022

お問い合わせ先

木曽圏域自立支援協議会 事務局  
 障がい者総合支援センター とともに  
 〒399-5607  
 長野県木曽郡上松町小川 1702  
 TEL. 0264-52-2494  
 FAX. 0264-52-2497